

●2ch 事件

東京地裁 令和 7 年 7 月 17 日		
令和 6(ワ)70003 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告：A 被告：ロキテクノロジーインコーポレイテッド、 B、C、D、ティーケーテクノロジー(有)	判決要旨： 被告ロキ社は、DNS(ドメインネームシステム)の転送機能設定画面において、転送元のドメイン名として「2ch.net」との文字を入力し、「5ch.net」に自動的に転送するための設定をおこなったが、設定画面(管理者用でユーザーの目に触れない)に入力した情報は広告を内容とするものではなく、仮に原告の主張を、入力行為がドメイン名として被告標章を「使用」(商標法 2 条 1 項 8 号)する趣旨をいうと解しても、当該入力行為は同号にいう広告等を内容とする情報に標章を付する行為(＝使用)とはいえない、などとされ商標権の侵害は認められなかった。 コメント： 本件とは異なるが、検索サイトの結果に表示されるようメタタグに標章を記載した行為につき、商標権侵害が認められたケースに「クルマの 110 番」事件(大阪地裁 H17.12.8)、「IKEA」事件(東地 H27.1.29)がある。
対象 商標	原告商標 2ch (標準文字) 第 38 類「電子掲示板通信」ほか 第 42 類「インターネット又は移動体通信端末による通信を利用した電子掲示板用のサーバーの記憶領域の貸与」ほか 被告標章 2ch.net	
結論	非侵害(民法 709 条ほか)	